

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03225

研究課題名(和文) 金融機関グループにおけるガバナンスの研究

研究課題名(英文) Study of governance of Financial institution groups

研究代表者

岩原 紳作 (Iwahara, Shinsaku)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：20107486

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)： 第一に、金融機関グループにおいて主に金融持株会社形態が採られているのは、金融機関グループの経営管理業務のみを行う金融持株会社がグループ全体の経営管理を行う方が、グループ全体の利益を図るグループ経営を行うことができるためである。第二に、そのような金融持株会社の意義を実現するためには、金融持株会社の取締役会が、いわゆるモニタリングモデルを採って、独立取締役が過半数を占め、経営方針の決定と経営者の監督に専念すべきである。第三に、金融持株会社の取締役会は、グループ全体の経営の監督を行うべきである。その代り、グループ各社の経営体制は、銀行法や保険業法が規定する厳格なものである必要はないのではないか。

研究成果の概要(英文)： First, the financial holding company(FHC) scheme has been widely used in Japan, because the FHC which can only deal with management of companies included in the FHC group can be the balancer of the interest of each group company from the view point of the interest of the group itself. Second, the board of directors of the FHC shall employ the monitoring model, namely, more than half of directors shall be independent directors, and the board of directors shall concentrate on deciding the management policy and monitoring and supervising the management. Third, the board of directors of the FHC shall monitor and supervise the management of all the FHC group companies. On the other hand, the subsidiary bank or insurance company of the FHC need not employ the complex governance structure required by the Banking Act or the Insurance Business Act.

研究分野：会社法、金融法

キーワード：コーポレートガバナンス 金融機関グループ 金融機関 取締役会 モニタリングモデル

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 今日の金融機関の多く、特にメガバンクなど巨大金融機関は、他の種類の金融業務等を営む金融機関等と、持株会社、子会社等からなるグループを形成している。リーマン危機等に表れたように、このような金融機関グループにおけるグループ全体としてのガバナンスが適切に機能していないことが、世界的に大きな問題になっている。

そのためG20やOECD、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関の提言に基づき、EUや各国において制度整備が図られている。わが国においても、平成22年金融商品取引法改正、平成23年預金保険法改正、平成25年銀行法改正、平成25年預金保険法改正、平成28年銀行法改正等が行われ、平成27年に「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」が定められ、更に金融庁の監督指針も、銀行や銀行持株会社のガバナンス等に関し改正が行われた。

(2) しかし、金融機関グループの経営体制の法制整備はなお十全ではない。特に、日本の会社法は各会社単体の利益最大化を会社法の目的としており、会社グループとしての利益最大化には反することを強制される場合がありうる。親会社と子会社間の利害調整につき適切なルールの形成がなされていないのである。銀行法、保険業法、金融商品取引法といった金融に関する各業法にも、そのようなグループ会社間の利益相反の問題に関する適切なルールは設けられていない。

このようなグループ企業間の利益相反に関するルールの不存在が、わが国金融機関グループにおける積極的なグループ経営を難しくしている。それがひいてはわが国の金融機関のサービスの質の向上を阻み、収益力の弱さをもたらして、国際的な競争力にも影を落としている。

## 2. 研究の目的

日本の金融機関がグループとして、今後も想定される金融危機等に対処し、質の良い金融サービスを提供し、日本の金融機関が収益力を高めて国際的な競争力を強めるためにも、金融機関グループとしてのガバナンスの向上を図るための制度整備がなされるべきである。本研究は、わが国において金融機関グループにおけるガバナンスを向上させるためにいかなる法制整備がなされるべきかを検討するものである。

## 3. 研究の方法

第一に、金融機関グループのガバナンスに関する、アメリカ、EU、その他の各国にお

ける立法や、OECD、バーゼル銀行監督委員会等の国際機関による提言、世界各国の関連論文等の収集を行い、これらを分析して、世界的な金融機関グループに関するルール作りの在るべき方向性を検討した。

第二に、金融機関グループのガバナンスに関するわが国の関係法令、判例、文献の収集、整理を行い、わが国のルールの現状を把握した。

第三に、金融機関グループに係る経営学・金融論の文献を収集し、検討を行った。そして例えば、翁百合氏、池尾和人教授、宮本英昭教授等の経営学・金融論の研究者、三菱UFJフィナンシャルグループ社長や藤原弘治みずほ銀行頭取等金融の実務家、森信親金融庁長官や井上俊剛信用制度参事官等の金融監督当局者等のインタビューを行った。

第四に、先に検討した世界的な金融機関グループに関するルール作りの在るべき方向性との対比を行い、また経営学・金融論や金融実務・金融監督の視点からの検討を踏まえて、わが国における金融機関グループのガバナンスに関する法制の足りない点を明らかにし、わが国における今後の法制整備の方向を検討した。

## 4. 研究成果

(1) 第一に、そもそもなぜ金融機関グループにおいて主に金融持株会社形態が採られているのか。それは、銀行、証券会社、保険会社、ノンバンク等の各グループ会社の親会社に金融持株会社があり、金融持株会社は金融機関グループ全体の経営管理業務のみを行う金融持株会社形式のグループ形態の方が、銀行などある金融機関が親会社となり、証券子会社、保険子会社、ノンバンク子会社等を支配する業態別子会社形式のグループ形態より、グループ全体の利益の観点から子会社間の利害調整を図るグループ経営管理を行うことができたためである。

金融持株会社自身は、子会社の経営管理を行うだけで、自らは事業を営んでいないために、自らの事業利益のために子会社に不利益を負わせることが考えられないためである。これに対し、業態別子会社形式のグループ形態では、子会社より親会社の事業利益の方が優先されて、グループ全体の利益が図られない恐れがある。例えば、親銀行の融資先の債務不履行による融資債権の不良化を防ぐために、子証券会社が引受会社となって融資先に社債を発行させ、子証券会社がその社債を投資家に販売し、当該社債の発行価額をもって親銀行への発行会社の債務の弁済に充てさせるようなケースである。

(2) 第二に、そのような金融持株会社の意義を実現するためには、金融持株会社の取締役会が、しっかりしたガバナンス体制を採る必要がある。そのためにはいわゆるモニタリ

ングモデルを採って、独立取締役が取締役会の3分の1以上、できれば過半数を占めて、取締役会は経営方針の決定と経営者の監督に専念し、具体的な経営は経営者（執行役又は代表取締役その他業務執行取締役）に委ねるべきである。その他、最高経営責任者（CEO）と取締役会議長の職の分離、取締役会の独立非執行役取締役でなければならない、等のルールを設けることが望ましい。

(3) 第三に、金融持株会社の取締役会は、グループ全体の損益に影響を与えるような重要な子会社の経営事項につき情報の提供を受け、子会社で発生する可能性のある重要なリスク管理を行うべきである。会社法的に言えば、親会社である金融持株会社の取締役は、企業グループ全体の成果を生み、適切な運営がなされるような態勢を築くことによって、持株会社の長期的利益を実現する義務があると考えられているからである。

そこから逆に、もし金融持株会社の取締役会により銀行や保険会社等の子会社の経営管理がきちんとできているのであれば、子会社であるグループ各社については、銀行法や保険業法が規定するような厳格なガバナンス体制を求める必要はない。即ち、銀行法4条の2、保険業法5条の2に拘わらず、グループ全体のガバナンス体制をしっかりと構築した銀行持株会社や保険持株会社支配下の銀行や保険会社は、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社にしなければならないという規制の対象外として、簡素なガバナンス体制を採りうるようにすべきであろう。

#### <引用文献>

G20/OECD Principles of Corporate Governance (OECD Report to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors, Sept. 2015)  
(<http://www.oecd.org/corporate/principles-corporate-governance.htm>)

Basel Committee on Banking Supervision, Guidelines, Corporate governance principles for banks, July 2015  
(<https://www.bis.org/publ/bcbs294.pdf>)

アメリカに関し、15 U. S. C. § 78j-1; The New York Stock Exchange Listed Company Manual § 303A.01 等。イギリスに関し、The UK Corporate Governance Code B. 1.2.等。

「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(2015年6月1日)  
(<http://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu00000xbfx-att/code.pdf>)

<https://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20160603-7/02.pdf>

Richard Scott Carnell, Jonathan R. Macey & Geoffrey P. Miller, The Law of Financial Institutions, 5th ed. Walters Kluwer, 2013, p.18、岩原紳作「金融グループのガバナンスの在り方 銀行法と会社法の交錯」金融法務研究会『金融持株会社によるグループガバナンスの方向性および法規制上の論点の考察』(金融法務研究会、2017年)86頁・102頁以下。

岩原紳作『商事法論集 会社法論集』(有斐閣、2016年)489頁等参照。

岩原・前掲 498頁以下。

岩原・前掲 90頁。

森本滋「純粋持株会社と会社法」法曹時報47巻12号(1995年)3034頁、岩原・前掲93頁以下、岩原・前掲463頁以下。

岩原・前掲 101頁～109頁、岩原・前掲496頁以下。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

岩原紳作「金融グループのガバナンスの在り方 銀行法と会社法の交錯」金融法務研究会『金融持株会社によるグループガバナンスの方向性および法規制上の論点の考察』(金融法務研究会、2017年)86頁～112頁。査読無。

岩原紳作「ファイアウォール規制の在り方について」金融法務研究会『金融グループにおける証券関連業務を巡る諸問題』(金融法務研究会、2016年)1頁～9頁。査読無。

岩原紳作「金融持株会社におけるグループガバナンス」正井章彦先生古稀祝賀『企業法の現代的課題』(成文堂、2015年)29頁～53頁。査読無。

岩原紳作「会社法改正を振り返って」金融商事判例1461号(2015年)28頁～132頁。査読無。

[図書](計2件)

岩原紳作『商事法論集 金融法論集(上) 金融・銀行』(商事法務、2017年)515頁。査読無。

岩原紳作『商事法論集 会社法論集』(商事法務、2016年)505頁。査読無。

6 . 研究組織

(1)研究代表者

岩原紳作

早稲田大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：20107486